

## 財政状況の比較にあつての留意事項

### 1 類似団体等の選定条件

#### (1) 類似団体

全国の市町村を対象として、総務省が毎年行っている職員数の状況調査及び財政状況に関する調査資料を基に、それぞれの状況が類似する団体で、現行における市域面積が500平方キロメートルを超える団体を選定し比較対象としています。

青森県青森市、滋賀県大津市、岩手県盛岡市、福井県福井市、新潟県長岡市

#### (2) 県庁所在地

全国の県庁所在地のうち、政令指定都市など取り扱う事務内容が異なる市を除き、現行における市域面積が500平方キロメートルを超える団体を選定し比較対象としています。

福島県福島市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、山口県山口市

#### (3) 県内都市

地域性を考慮する観点から、県内都市を比較対象としています。

桑名市、四日市市、鈴鹿市、松阪市、伊勢市

### 2 比較対象年度

#### (1) 過去のデータ比較

地方財政状況調査の最新年度である平成16年度、以下10年間隔で過去のデータの比較を行っています。(平成6年度、昭和59年度)

#### (2) 現在のデータとの比較

新津市の18年度データと16年度の類似団体及び全国類似団体平均データの比較を行っています。

### 3 比較の前提条件

#### (1) 過去のデータ比較

- 各数値や財政指標等は、総務省が毎年行っている地方財政状況調査の報告数値で行っています。
- 新津市の歳入歳出額は、合併した10市町村の各数値の合計値とし、一部事務組合分は含んでいません。
- 選定された14団体のうち、平成16年度決算時点において、住民基本台帳人口、面積、財政規模(18年度新津市予算規模と比較)に近い3団体を類似団体、その他の県外都市をその他の類似団体、三重県内の主要都市を県内主要市として3つに分類しています。

## (2) 現在のデータとの比較

- ・ 新津市のデータは、平成 18 年度 6 月補正後の普通会計予算額とし、合併後編入された一部事務組合分の予算額を含んでいます。
- ・ 経常収支比率、公債費負担比率は、決算後の数値で算出するため、現時点では算出できません。

## 4 用語説明

### (1) 普通会計

地方公共団体においては、一般的な行政経費を計上する一般会計のほか、個々の団体で様々な特別会計を設け事業を行っていることから、各々の会計に計上している経費の範囲が団体間で異なっています。

このことから、統一的な財政比較を行う手法として一定のルール下で設けられた会計区分を普通会計とといいます。

具体的には、水道、下水道事業などの企業的な経営を行う特別会計や競艇事業などの収益事業を行う特別会計などを除いた特別会計と一般会計をあわせた会計を普通会計といい、津市の場合、11 ある特別会計のうち土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金貸付事業特別会計と一般会計をあわせたものが該当します。

### (2) 基準財政収入額、基準財政需要額

基準財政収入額とは、地方公共団体の標準的な収入額を示すもので、地方税、国からの譲与税や各種交付金など経常的な収入を国が定める一定のルールで計算した合計額をいいます。

自治体独自で徴収している使用料、手数料、負担金、財産収入のほか、国や県から補てんされる国県補助・負担金などは収入額から除かれます。

それに対し、基準財政需要額とは、地方公共団体が標準的なサービスを行うために必要な支出額を示すもので、事業全般にわたり国が定める一定のルールで支出額を計算した合計額をいいます。

原則的に地域の特殊性の強い経費や自治体ごとの独自性の強い経費は除かれます。

基準財政収入額、基準財政需要額は、地方交付税（普通交付税）の算定基礎となるもので、収入額が需要額を下回る場合は、交付税交付団体となり上回る場合は不交付団体となります。

### (3) 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の懐具合を示す指数で、1 に近くあるいは 1 を超えるほど財源に余裕があることとなります。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、需要額を減らして収入額が増すと、上昇（良くなり）ますが、現実的には需要額、収入額とも

国のルールに基づき算出しているため、地方自治体の努力によって改善できる部分は少ないと考えられます。

$$\text{財政力指数（％）} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100$$

#### (4) 経常収支比率

経常収支比率とは、税などの使途が特定されずに毎年入ってくる経常的な財源（以下「経常一般財源」といいます）を人件費や扶助費、公債費など毎年欠かさず必要となる支出（以下「経常経費」といいます）にどれぐらい使ったかを率で示したもので、75%を上回らないことが望ましいとされています。

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

この比率が低いほど財源に余裕があり、高いほど経常的支出に財源を奪われ、公共施設整備などの投資的な経費に使用できる財源が少なくなります。

平成 16 年度の全地方公共団体の経常収支比率平均は、91.5%に達し 10 年前に比べ 7.4%上昇しており、地方財政は非常に逼迫した状態にあると考えられます。

経常収支比率を下げる（良くする）ためには、義務的な支出である人件費や扶助費、公債費のほか物件費や補助費などの削減、市税や使用料などの増収を図ることが必要です。

#### (5) 公債費負担比率

市税などの経常一般財源を地方債の償還費（公債費といいます）にどれぐらいの使ったかを率で示したもので、その率が高いほど財政運営は厳しいものになります。

地方債の発行を抑えれば公債費負担比率は低下しますが、近年の厳しい財政状況のなか、財源確保の手段として活用せざるを得ない状況にあります。

#### (6) 地方債残高

借入を行った地方債の元金残高を表しています。

#### (7) 財政調整基金残高

歳入の過不足が生じたときに財源調整を行う目的で設置された基金で、近年では、積立額よりも取崩額が上回っており、基金残高は年々減少傾向にあります。